

【別紙資料07】

PR看板設置要領（建築局発注工事）

第1条 適用範囲

本要領は、設計図書で規定された建築局発注工事において設置するPR看板について定めるものとする。

第2条 目的

本工事について、「建設施設概要」、「事業の完成時期」などの情報を工事実施時にPR看板で提示することで、事業内容を県民に周知することを目的とする。

第3条 PR看板の表示内容、仕様、規格

請負者は以下の標準的な仕様、規格を参考に監督職員と協議し、表示内容、仕様、規格を決定する。

第4条 設置場所

請負者は監督職員と協議し、安全に十分配慮し、PR効果が高い場所に設置する。

第5条 管理

請負者はPR看板を堅固な構造とし所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、安全管理に努める。

第6条 設置報告

請負者はPR看板設置後速やかに、設置状況を監督職員へ報告する。

PR看板の標準的な仕様、規格

以下に示す仕様を標準とし、「あいくる材」を使用する。

なお、現場条件や周知内容により必要に応じて仕様は変更できるものとする。

項目	仕様	規格
①PR看板枠組み	あいくる材	110cm×140cm以上
②表示板	アルミ複合板	100cm×120cm×2mm以上
③表示方法	デザインシート(インクジェットシート)	100cm×120cm以上

標準図

